

南会津地域ふるさとワーキングホリデー事業業務委託公募型プロポーザル
質問への回答

令和 7 年 7 月 4 日
福島県南会津地方振興局

No.	項目	質問	回答
1	各種経費の支払いについて	参加者の滞在費及び通勤費補助の上限30,000円は上限以内であれば南会津までの旅費も該当させてもよいか	当地域までの旅費は参加者の自己負担となります。
2		受け入れ企業の7000円の必要経費補助は作業着等以外でも福利厚生の一環とみなされれば、該当するか	福利厚生として合理的な範囲の支出であれば該当になります。疑義がある場合は県に事前にご相談ください。
3	業務の目的	「一定期間地域に滞在し」の一定期間は「何日以上の滞在」を想定しているか。	本事業では14日間以上の滞在を想定しておりますが、最低5日以上 の滞在を条件としております。
4	参加者と受入企業等のマッチング（就労先の決定）について	一人の参加者が、複数の企業等で就労することは可能か	複数企業での就労も可能とはしますが、県・企業・参加者・受託者での事前調整が不可欠です。 特に、「複数企業とする理由」「就労期間の調整」「業務内容の明確化」「保険等の手続き」が重要となります。
5		「あらかじめ参加希望者の行動特性に配慮して、受入企業候補を検討すること」とは、参加希望者の希望に合わせて、個別に就労先を開拓することも含むか。	本文の「行動特性に配慮して受入企業候補を検討すること」は、参加者の希望や特性を踏まえたマッチングを行う趣旨であり、必要に応じて個別の就労先を開拓することも含まれると解釈されます。ただし、就労先の新規開拓を義務づけるものではなく、県との協議の上、既存の受入企業と調整しながら柔軟に対応することが想定されます。